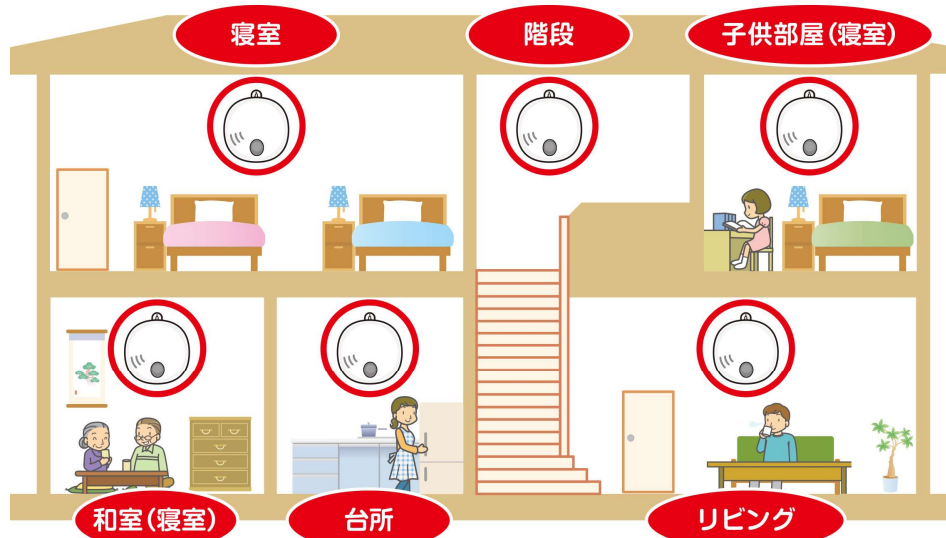


住宅用火災警報器は設置されていますか

東京都は2004年10月1日(平成16年)から火災予防条例により設置が義務化されています

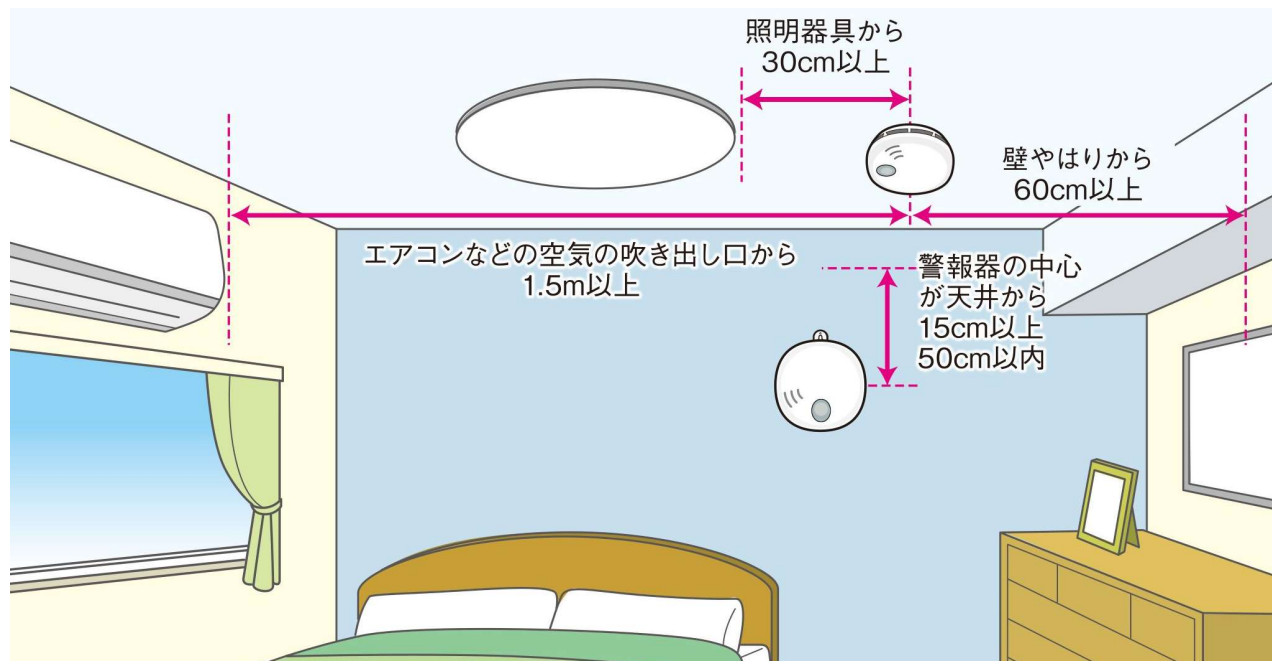


<設置場所>

◎東京都の場合

居室・リビング・子供部屋・寝室・階段・台所などに設置が必要です

※自動火災報知設備が設置されている部屋や浴室・トイレ・洗面所・納戸などは含まれません



<設置位置>

◎壁と天井のどちらにも設置できます

※エアコンや照明から離して取り付けてください

※天井と壁の境目は煙が届きにくいので適切ではありませんので、図のように離して取り付けます

長年設置していると、電池切れや内部の電子部品の劣化、ホコリ等による防虫網の目詰まりにより火災が発生した際に**正常に作動しない恐れ**がございます
設置後約10年が経過していたら、本体ごと交換することをおすすめします



◎かんたん壁掛け

住宅用火災警報器は壁にかんたんに設置できます。



付属のネジを途中までねじ込み、引掛フックを引っ掛けます。



途中までねじ込んだネジを締め込めば取り付け完了です。

地域の防災のために住宅用火災警報器の共同購入をおすすめしております
販売価格については弊社代理店までお問合せください

お問合せ先

藤倉電気工業株式会社

〒171-0022

東京都豊島区南池袋2-6-13

TEL : 03-3988-3411

FAX : 03-3988-3429